

北上市子ども・子育て支援事業計画(案)の概要

1 計画の基本的事項

■計画策定の背景
少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などに伴う家庭や地域での子育て力の低下、保育ニーズの増加による深刻な待機児童問題など、社会が抱える課題を解消するため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始される。
新制度では、子どもや子育て家庭が必要とする事業やサービスを計画的に整備するため、市町村は5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされている。

■計画策定の趣旨
本市における子ども・子育て支援の総合的な取り組みを推進するために策定するもの。

■計画の位置づけ
子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として位置づけ、すべての子どもと家庭を社会全体で支援する視点に立ち、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業および行政が一体的に施策を推進していくための計画とする。

■計画期間
平成27～31年度（5年間）

2 子ども・子育て支援の現状と課題

課題1 増大する保育需要に対する供給の不足

- 3歳未満児（特に0歳児）を受け入れる保育施設が不足しており待機児童が多い状況にある
- 施設を運営するための保育士の確保が困難な状況にある

課題2 子育てへの不安や負担を軽減するための支援の不足

- 核家族化の進展や生活様式・生活意識の都市化等にとともなう地域とのつながりの希薄化がみられる
- 就学前児童の母親の1割以上が子育てにおいて日常的な協力者がいない状況にある
- 保育料の負担水準が県内他自治体に比べて高くなっている

課題3 子育てしながら働き続けられる環境の整備

- 30歳代女性の労働力率は依然として低い状況が続いており、子育て家庭において育児と仕事の両立が難しいことが伺える

課題4 支援を必要とする子どもや家庭への対応

- 障がいがある子どもや発達に遅れがみられる子どもの増加に対応した相談・療育体制の確保が不足している状況にある
- 児童虐待の通告件数は増加しており、内容も複雑化していることから、解決までに時間を要する傾向にある

3 基本理念

子育て家庭から笑い声があふれるまち きたかみ

子育てと仕事を両立できる環境を整え、若い世代が子どもを欲しいと願い、その希望が叶えられ家庭に温かい笑い声があふれるまちづくりを目指します。

【子ども・子育て関連3法】

- 子ども・子育て支援法（支援法）
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（関係整備法）

4 基本的視点

希望する多様な
教育・保育を受けられる
環境づくり

- ・ 幼児期の保育の視点
- ・ 就学後の保育の視点

安心して子どもを
産み育てられる
環境づくり

- ・ 子育て支援サービスの質の視点
- ・ 親となることへの不安解消の視点
- ・ 乳幼児の健全な成長のための視点

仕事と子育てを
両立できる環境づくり

- ・ 仕事と子育ての調和の視点
- ・ 子育てに理解のある環境づくりの視点

支援が必要な子どもと
家庭を応援する
環境づくり

- ・ 障がいのある子への支援の視点
- ・ ひとり親家庭への支援の視点

5 基本目標・施策の基本方向

■基本目標1	■基本目標2	■基本目標3	■基本目標4
未就学期から就学期までの切れ目のない支援	母子保健対策の充実	子育てを支援する生活環境の整備	社会的支援を要する児童・家庭に対するきめ細やかな対応
【基本方向】 1 教育・保育サービスの充実 ①教育・保育の提供 ②多様な保育サービスの推進 ③地域の実情に応じた教育・保育施設の配置 ④教育・保育施設の整備 ⑤教育・保育費用負担の軽減 ⑥幼稚園・保育所・小学校の連携 2 放課後児童健全育成の充実 ①放課後児童クラブの推進 ②地域連携による健全育成の推進 3 子育て支援サービスの充実 ①ファミリー・サポート・センター事業の推進 ②地域子育て支援拠点事業の推進 ③子育て世代の交流支援 ④子育てサービスの情報提供 ⑤子育て支援体制の推進	【基本方向】 1 子どもや母親の健康の確保 ①妊婦健康診査の推進 ②乳幼児健康診査の推進 ③家庭における育児サポートの推進 ④予防接種事業の推進 ⑤むし歯予防の推進 2 食育の推進 ①発育段階に応じた食育の推進 ②家庭と地域における食育の推進 3 小児医療の充実 ①小児医療体制の情報提供 ②医療費負担の軽減	【基本方向】 1 安心して外出できる環境の整備 ①子育て世代に配慮した環境の整備 ②託児サービス等の充実 2 地域・企業における子育て支援の推進 ①ワーク・ライフ・バランスの啓発 ②育児と仕事の両立の支援	【基本方向】 1 児童虐待防止対策の推進 ①児童虐待防止ネットワークの充実 ②家庭児童相談活動の充実 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進 ①ひとり親家庭等の自立支援の充実 ②ひとり親家庭等への経済的支援の充実 3 障がいのある児童・家庭への支援 ①療育を必要とする子どもへの支援及び保護者の支援 ②幼稚園・保育所等における障がい児受け入れの推進 ③就学に向けた相談体制の充実

6 教育・保育事業等の提供体制の確保等

■教育・保育等の提供区域

子ども・子育て支援法では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や教育・保育事業等の現在の利用状況、施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定することとされている。

本市では、次の理由から市内全域を一つの区域として設定する。

- ① 各地域に在住する園児の利用が大半である園はあるものの、市内中心部にある保育所、幼稚園においては、市内各所から園児が通園してきていること。
- ② 保護者の就労先等により、利用希望園が異なること。
- ③ どの地域においても、市内中心部には車で概ね30分以内で移動できること。

■教育・保育事業のニーズ量見込み

就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査をもとに算出した数値に、本市の地域特性の整合性等を検証しながら修正をした就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込みは以下のとおり。

(単位:人)

		1号				2号				3号							
		3歳以上 (教育希望)		3歳以上 (保育必要)		0歳 (保育必要)		1・2歳 (保育必要)		3歳以上 (教育希望)		3歳以上 (保育必要)		0歳 (保育必要)		1・2歳 (保育必要)	
平成27年度	提供体制 (2)	必要利用者数(1)		1,500	1,000	220	600	施設型給付 (幼稚園・保育所・認定こども園)		660	1,000	115	590	地域型給付 (小規模保育事業等)		18	36
		新制度に移行しない幼稚園		840													
		②-①		0	0	▲87	26										
		必要利用者数(1)		1,500	1,000	220	600	施設型給付 (幼稚園・保育所・認定こども園)		660	1,000	115	590	地域型給付 (小規模保育事業等)		30	60
		新制度に移行しない幼稚園		840													
②-①		0	0	▲75	50												
平成28年度	提供体制 (2)	必要利用者数(1)		1,500	1,000	220	600	施設型給付 (幼稚園・保育所・認定こども園)		1,230	1,000	175	590	地域型給付 (小規模保育事業等)		30	60
		新制度に移行しない幼稚園		270													
		②-①		0	0	▲15	50										
		必要利用者数(1)		1,500	1,000	220	600	施設型給付 (幼稚園・保育所・認定こども園)		1,230	1,000	175	590	地域型給付 (小規模保育事業等)		36	72
		新制度に移行しない幼稚園		270													
②-①		0	0	▲9	62												
平成29年度	提供体制 (2)	必要利用者数(1)		1,500	1,000	220	600	施設型給付 (幼稚園・保育所・認定こども園)		1,230	1,000	175	590	地域型給付 (小規模保育事業等)		45	90
		新制度に移行しない幼稚園		270													
		②-①		0	0	0	80										
		必要利用者数(1)		1,500	1,000	220	600	施設型給付 (幼稚園・保育所・認定こども園)		1,230	1,000	175	590	地域型給付 (小規模保育事業等)		36	72
		新制度に移行しない幼稚園		270													
②-①		0	0	▲9	62												
平成30年度	提供体制 (2)	必要利用者数(1)		1,500	1,000	220	600	施設型給付 (幼稚園・保育所・認定こども園)		1,230	1,000	175	590	地域型給付 (小規模保育事業等)		36	72
		新制度に移行しない幼稚園		270													
		②-①		0	0	▲9	62										
		必要利用者数(1)		1,500	1,000	220	600	施設型給付 (幼稚園・保育所・認定こども園)		1,230	1,000	175	590	地域型給付 (小規模保育事業等)		45	90
		新制度に移行しない幼稚園		270													
②-①		0	0	0	80												
平成31年度	提供体制 (2)	必要利用者数(1)		1,500	1,000	220	600	施設型給付 (幼稚園・保育所・認定こども園)		1,230	1,000	175	590	地域型給付 (小規模保育事業等)		45	90
		新制度に移行しない幼稚園		270													
		②-①		0	0	0	80										
		必要利用者数(1)		1,500	1,000	220	600	施設型給付 (幼稚園・保育所・認定こども園)		1,230	1,000	175	590	地域型給付 (小規模保育事業等)		45	90
		新制度に移行しない幼稚園		270													
②-①		0	0	0	80												

■教育・保育施設及び地域型保育事業の年度別提供施設数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園	10	10	7	7	7
保育所	17	17	17	17	17
認定こども園	2	2	5	5	5
小規模保育事業	3	5	5	6	8
家庭的保育事業	0	0	0	0	1
事業所内保育事業(地域受入枠のある)	0	0	0	0	1
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	1

7 計画の推進体制

■市の推進体制

北上市子ども・子育て会議を中心として、県や関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、計画の着実な推進に努める。

また、市民や各種団体等の意向を把握するとともに、実施状況の点検・評価を継続的に行いながら、具体的な施策の実施や計画の見直し等への反映に努める。

■市民と行政が一体となった推進体制

地域の実情を踏まえながら、効果的かつ着実な施策の推進を期するため、民間の団体や事業者・企業等の理解と自主的な取り組みを促進するなど、市民と行政が一体となって施策を推進していく体制の整備に努める。

8 計画策定までのスケジュール

《これまでの経過》

平成24年8月10日	【国】子ども・子育て関連3法成立
平成25年10月1日	【市】北上市子ども・子育て会議条例公布
11月27日	【市】北上市子ども・子育て会議…新制度の概要、ニーズ調査委について
平成26年4月14日	【市】北上市子ども・子育て会議…事業計画策定方針について
30日	【国】・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準公布 ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準公布 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準公布
6月4日	【市】北上市子ども・子育て会議…教育・保育等の提供区域、ニーズ量見込みについて
7月2日	【市】北上市子ども・子育て会議…各条例案について
10日	【市】北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会…各条例案について
24～25日	【市】関係事業者との意見交換…各条例案、独自基準について
8月7日	【市】北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会幹事会…各条例案、独自基準について
8日	【市】北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会…各条例案、独自基準について
中旬	【市】北上市子ども・子育て会議委員へ意見聴取…独自基準について
21日	【市】議会全員協議会…子ども・子育て支援新制度に係る関係条例の制定について
26日	【市】庁議…子ども・子育て支援新制度に係る関係条例の制定について
市議会9月定例会	【市】子ども・子育て支援新制度に係る関係条例制定
10月	【市】各種基準の関係者への周知
10月17日	【市】北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会幹事会…事業計画について
23日	【市】北上市子ども・子育て会議…保育の必要性の認定、事業計画について
11月18日	【市】北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会…保育の必要性の認定、事業計画について
12月16日	【市】北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会幹事会…事業計画について
25日	【市】北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会…事業計画について
平成27年1月21日	【市】北上市子ども・子育て会議…事業計画について
23日	【市】議会全員協議会…事業計画について

《今後の予定》

1月26日～2月16日	【市】パブリックコメント…事業計画について
2月	【市】北上市子ども・子育て会議、北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会、北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会幹事会…事業計画について
3月下旬	【市】事業計画庁議決定